

香川県地震・津波被害想定調査委員会公開要領（案）

- 1 当委員会の会議は、原則として公開するが、「審査会等の会議の公開に関する指針」3の非公開事項を審議する場合のみ非公開とする。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。ただし、委員長が会議を傍聴することが不相当であると認める者は、傍聴することができない。
- 3 会議の傍聴人の定員は、10人とする。ただし、多数の傍聴希望者があると予定される場合は、委員長の判断により定員を増加することができる。
- 4 傍聴申込の受付は、原則として、会場で会議開始の30分前から開始し、先着順で傍聴定員に達した時点で終了する。ただし、会議開始時刻までに傍聴定員に達しない場合は、会議開始時刻をもって終了する。
- 5 傍聴人に対しては、傍聴定員に対応する傍聴席を設け、原則として、会議資料と同じ資料を用意する。なお、報道機関の取材活動についても、会場に記者席、会議資料を用意するなど十分配慮する。
- 6 傍聴要領を定めた上で、会場の秩序維持に努める。
- 7 会議の資料は、原則ホームページで公表する。
- 8 議事要旨は、発言者を伏せた形で原則ホームページで公表する。
- 9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

香川県地震・津波被害想定調査委員会傍聴要領（案）

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開始時刻までに、住所及び氏名を受付簿に記入し、係員の支持に従い、会場に入場してください。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げになるので、会議中は電源を切ること
- (4) 委員長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

前項の規程に違反した傍聴者には、注意を促します。注意を受けながら、これを改めないときは、退場していただくこととなります。